

特集 2 リゾート開発における諸問題

自然は自然のままで

別府大学短期大学部 荒 金 正 憲

今年の賀状の中に“県内のあちこちのヌマガヤ湿原がゴルフ場になりそうで、胸が痛みます”と、したためられたものが届けられた。中国地方のため池や湿地の植生を研究されているSさんからの賀状である。どこもかしこも、リゾートのための開発に自然が大きく改変され、貴重な生物たちの生命や蓄積された自然の多くが、瞬時に消え去ってしまうような状況に置かれている。世に現れたリゾート法は、良好な自然の利用を目途としながら、良好な自然の喪失に拍車をかける懸念が強い。

大分県でも同様である。新聞等の情報によると、リゾート法に呼応して県は、別府市、杵築市、久住町など12市町、約149,000ヘクタールのエリアに、別府くじゅうリゾート構想をまとめて国へ提出。この構想には、やまなみ高原スポーツエリア、くじゅう南麓自然体験エリアなど九つの重点整備地区が想定されている。この地区には、国立、国定、県立の良好な自然公園地域が約3,200ヘクタール含まれているとされる。昨今、地区内での各地で、民間資本によるリゾート計画が具体的な動きとなって見え始めた。

その一つが、奥別府といわれる由布岳と鶴見岳の南麓扇状地“猪の瀬戸”周辺地の開発計画である。湿原の北側一帯に多目的広場、湿原の西側、由布岳南麓一帯に乗馬クラブとしての野外スポーツエリアが予定されている。

この猪の瀬戸一帯は、阿蘇くじゅう国立公園の中にあって、良好な自然の最たる地域として人々は聖域とまで畏敬し、その中で直接触れて親しんできた貴重な自然である。

大分県では、祖母・傾山系の原生林の伐採、黒岳（庄内町、久住町）の巨樹^{なき}伐計画など、各地の自然林の伐採の動きに即応するため、昭和60年に“大分の森を守る連絡協議会”（40団体1,200人 会長 荒金正憲）を発足させ、全県的な立場で自然保護の運動と普及活動とにより組んできた。

今回の奥別府コンベンションエリアの計画が進行する中で、それが阿蘇くじゅう国立公園内にあることから、環境庁に対し、「猪の瀬戸地域の保全に関する要望書」を提出した。それは、可能な限り良好な自然の現状を保全しながら、慎ましく自然を利用することを基本姿勢とし、関係機関や民間企業へその主旨の理解と協力を求め、一方では、住民運動として広く人々が参加する自然保護の輪を広げていくことを願っている。要望書の要約は次のとおりである（一部改変）。

「猪の瀬戸地域の保全に関する要望書」

阿蘇くじゅう国立公園は、九州中部に所在する火山景観と草原景観によって、西南日本の自然を代表する国立公園の一つであります。

この中にあって、別府市東山に所在する通称「猪の瀬戸」は、極く限られた扇状地形に、

湿原、草原、落葉広葉樹林、植栽林などが混然一体となり、それに満鮮要素、北方要素が加わった極めて密度の高い生態系を確立し、変化に富んだ極地集中的な自然が保全されていて、阿蘇くじゅう国立公園でも、ことのほか、県民や観光客にも親しまれている地域であります。

従来、西南日本の植物相の中でも重要なエヒメアヤメなどの満鮮要素のフロラの生育地として注目を浴びている一方、九州横断道路(やまなみ)での自然探索や憩いの場としても利用されてきた場所であります。また、これらの植物相を持つ昆虫相、鳥類などの種類は、国内でも有数な多様で豊かさを保持しており、動物相としても特殊な地域生態系が確立されております。また、この地域は、シカ、イノシシ、キツネなど大型哺乳動物の、県内でも重要な生息地域としても注目されています。しかるに、猪の瀬戸地域の北方約4km付近に九州横断高速自動車道路が敷設され、大型哺乳動物の行動域は分断されることになり、このため、猪の瀬戸一帯の自然は、従来よりまして、生息、繁殖、子育ての場として重要な場所となっていました。

猪の瀬戸は、この地域の人々は勿論、北九州、関西諸都市や全国から訪れて、直接、歩いて自然と触れ合うことのできる場とした「国立公園の利用地」としての性格を保有する国内でも数少ない自然公園の重要な部分であります。

去る昭和45年頃、この猪の瀬戸一帯がゴルフ場に転用する計画が出されたとき、県民の多くが起ち上がって、その計画の撤回を求めました。時の別府市長は、急拠この地域の学術調査を実施し、その結果に基づいてゴルフ

場計画は撤回されて今日に至っております。

その後も、企業サイドからの「有効利用策」が何度も提示され、その都度「猪の瀬戸の保全」が優先して、利用策は撤回され続けて参りました。

何故なら、猪の瀬戸では、古くから

- ・直接、自然の中に身をおいて
 - ・在りのままの自然に接しながら
 - ・自然とじっくり関り合うことができる
- という自然との触れ合いの最も望ましい観光のあり方が、多くの観光客に地味ではあっても十分な満足を供給し続けてきた歴史が、今なお生きているからです。

自然を利用する、国立公園を利用するという自然公園法の精神は、その最も基本的なところで、この猪の瀬戸で実行されてきた訳であります。訪れる観光客もまた、尾瀬とは異なった散策がもてる場として、一様に満足して帰っていき、口コミで宣伝されている現状がこの間の事情を如実に物語っています。

さて、この「猪の瀬戸」を中心として、その周域の由布・鶴見火山の山麓に大規模なリゾート地としての利用計画が企図され、これらは既に書面として行政官庁の審査及び関係手続きが進んでいることは、既にご承知のとおりであります。

ここにおいて、従来からの上手な自然利用に立ち、その地域性を保全し活用していくことに注目し、私ども一同は、協議のうえ、猪の瀬戸地域を含めた由布・鶴見火山群周域の自然の保全に関し、次の諸点について、保全のために十分な配慮、ご指導がなされるよう切に要望いたします。

記

1. 猪の瀬戸を中心とする由布・鶴見火山群

の山麓域は、西南日本を代表する山地湿原に、主要な満鮮要素、北方要素の植物が混在して群生しています。この湿地は、既にクヌギなどの植栽地までの広がりをもち、周域の広大な草原は、特に満鮮要素の重要な生育地となっています。谷部等に発達する落葉広葉樹は、由布・鶴見火山の景域を構成する最たる自然林であります。

したがって、これらの自然植生及び自然環境について、現況の改変を来たすようなリゾート開発計画は徹底的かつ慎重な検討を必要とします。特に、湿原の環境が汚染したり、乾燥化の要因となるものは積極的に排除していただきたい。

2. 猪の瀬戸を含む由布・鶴見火山群の周域は、可能な限り現在ある自然を保全しながら利用するという基本的な思潮にたって、自然が末長く息づいていくような観光利用の在り方を検討するようご配意賜わりたい。

現況の保全とは、現在存在し生活している植物相及び動物相、自然景観などの安定状況を破壊するような伐除、盛土、掘削、開墾、建造物構築などの改変を人為的に加えないことを意味し、草原景観を維持するような“野焼き”など歴史的な人為干渉は除外して考えています。

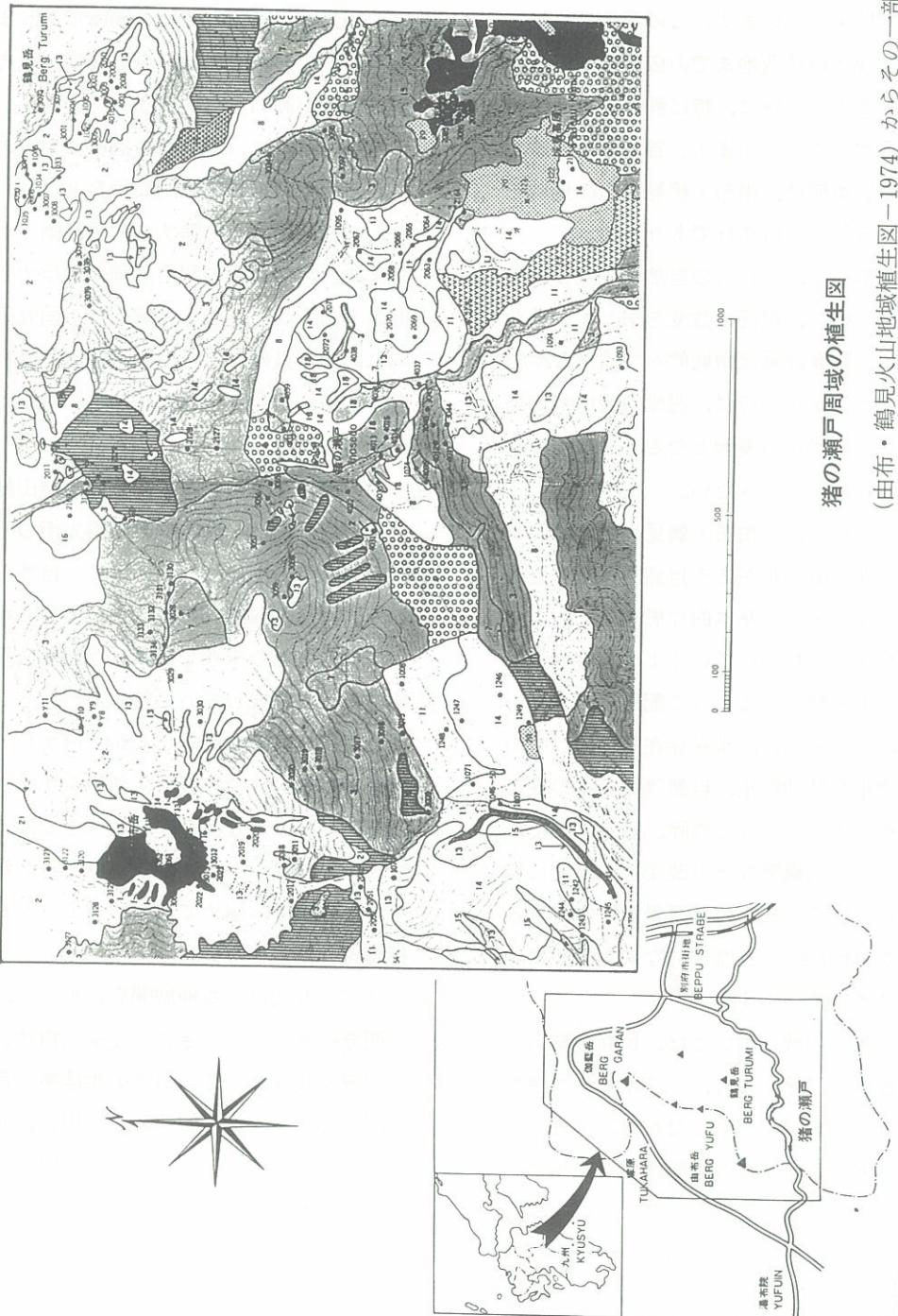
3. 猪の瀬戸地域については、民間企業の土地も含まれ、それには、クヌギ林やスギ林も育っています。しかしながら、国立公園指定以来、この地域の景観は厳格に保全され、今では、極めて安定した景域になっています。したがって、人為的な植栽林といえども、任意の伐除が、この地域の自然環境や景観に、多大な負のインパクトをもつていていますので、これらについても積極的な

ご配慮を賜わりたい。

4. 由布岳南麓の草原は、すでに多くの登山客、観光客が利用している場所であります。しかも、この草原には、満鮮要素、北方要素の密度が高い生育地となっています。この地域の草原に、乗馬等の過密な乗入れは、これらの生育地の壊滅的な行為となり、また、一般利用者を排除する利用計画でもあります。自然草原の利用計画は排斥すべきものであることを深く理解され、国立公園内における良好なる自然の保全と一般利用者の利用、安全を十分に確保していただきたい。

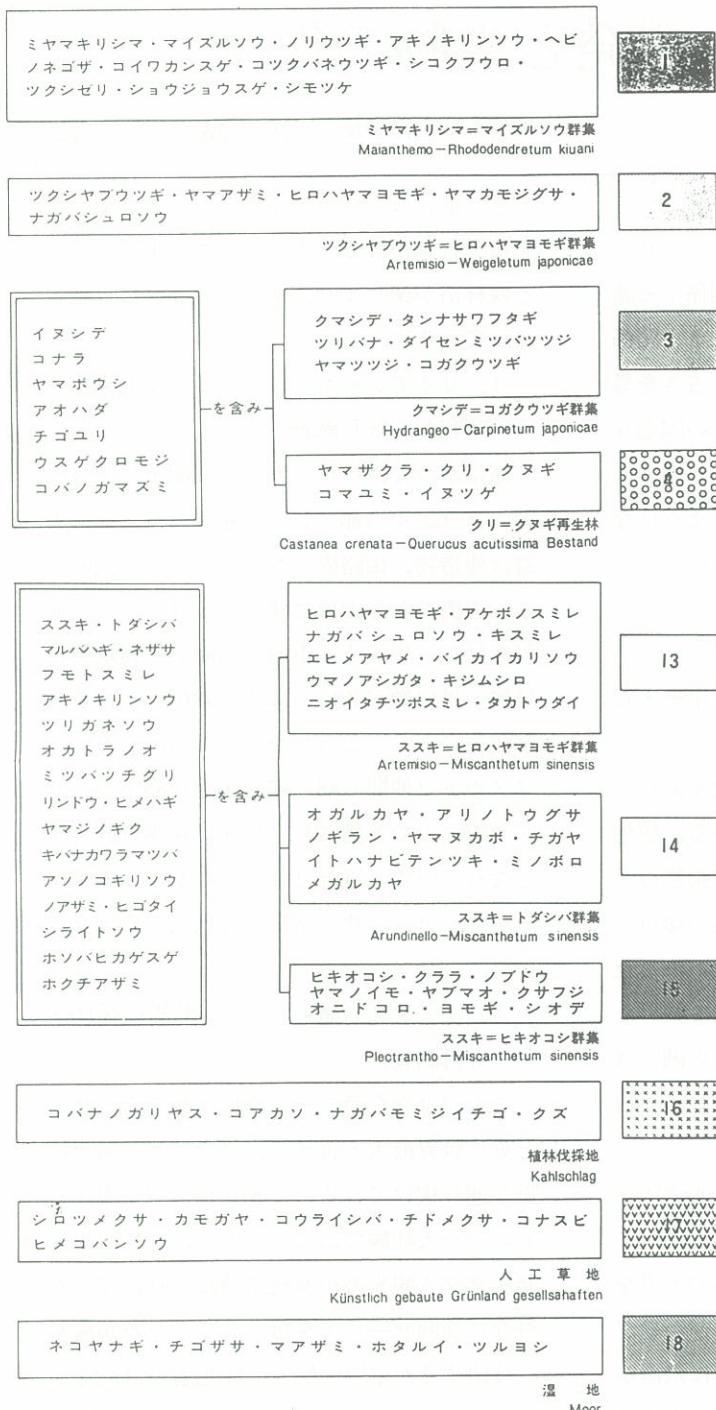
5. 猪の瀬戸を含む由布・鶴見火山群山麓の自然利用計画は、湯布院町の観光街づくりなどとも均衡を保つよう、真に「自然と親しみ」「自然と触れ合う」ことができる場として極力人為の干渉を排除した自然公園利用地として育成していただきたい。どこまでも、自然環境を保全しながら慎ましい利用を進めるべきであって、利用のために自然を破壊することは許されるべきではありません。リゾート法をきっかけとした新たな自然破壊は、極めて厳重にチェックしご指導をいただきたい。

6. リゾート法による地域開発に当たり、その開発行為が、ことさらに従来の自然公園の現況を改変し、その自然の生態系に負の要因をもたらすことが明らかな場合、従来から保全されてきたその限度での保全を継続することが、従来からの慣例でもあり、常識であります。いたずらに、全国あちこちで渦まいているリゾート開発の一時的風潮に乗って、永い自然の歴史を積み重ねたかけがえのない良好な自然を、どうか消



凡例
LEGENDE

滅させてしまわないよう心を
こめて、お願ひいたします。



著者略歴

氏名：Masanori Arakane

学歴：大分師範学校 卒業

職歴：別府大学短期大学部 教授

(附属幼稚園 園長)

著書、研究例等： 小田野池湿原の植生とフロラ 小田野池湿原植物学術調査 湯布院町(1973)

○由布鶴見火山地域の植生、植生図 別府市(1974)

○大分の植物 おおいた文庫⑦

アドバンス大分(1981)

○現存植生図(大分県) 自然環境保全基礎調査 環境庁(1982)

委員：○別府市文化財調査委員(昭和37年から)

○別府市環境保全条例に基づく専門委員(昭和50年から)

○大分県文化財保護審議委員(昭和44年から)

○大分県自然環境保全審議会委員(昭和48年から)